



社会福祉法人 晋栄福祉会

幼保連携型認定こども園 いちぶちどり保育園

入園重要事項説明書

あなたが希望する認定こども園について入園する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

1 法人について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会（しんえいふくしかい）
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人住所	〒571-0026 大阪府門真市北島町12番20号
法人設立年月日	1979（昭和54）年2月15日

2 認定こども園について

施設の種別	幼保連携型認定こども園
事業所名称	幼保連携型認定こども園 いちぶちどり保育園
認定こども園認可日	2020（令和2）年4月1日
認定こども園許可番号	2710051001289
代表者氏名	園長 堀本 千春（ほりもと ちはる）
事業所所在地	〒630-0222 奈良県生駒市壱分町83番87
連絡先	電話番号 0743-76-2400 ファックス番号 0743-76-2401
ホームページ	http://www.chidori.or.jp/facility/hoiku_ichibu/
利用定員	<1号認定こども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童 6名 <2号認定こども> 満3歳児以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 66名 <3号認定こども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 43名

3 法人理念

『DO FOR OTHERS』

- ・ 情熱をもち行動する
- ・ 前進と振り返り、時に回り道も
- ・ あらゆる工夫で、いろいろな方法で
- ・ よくコミュニケーションをとり連携を
- ・ すべては地域に住む人々と自らの幸福と福祉のために

4 園の方針

本園は児童福祉法の理念に基づき、大切な乳幼児期に人間形成の基礎を培うために必要な養護と発達に即した教育を行い、健康で豊かな人間性と基礎的な教養を身につけたお子さま達を育てることを目標としています。

『よく食べ よく遊び よく寝る』

- ① 元気で生き生きした子ども（生命的発達）
- ② 明るく心豊かな子ども（情緒的発達）
- ③ のびのびと戸外あそびを楽しむ子ども（健康的発達）
- ④ 友だちとよく遊び、互いに認め合える子ども（人間関係的発達）
- ⑤ 自然と触れ合う子ども（環境的発達）
- ⑥ 言葉での表現を楽しむ子ども（言語的発達）
- ⑦ 自分で考え工夫する子ども（表現的発達）
- ⑧ 楽しく食べる子ども（食育的発達）

上記のような子どもに育てるためにはご家庭の協力も是非必要ですので、よろしくお願いします。

5 当園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	2,974.24 m ²	
園舎	構造	鉄骨造 2階建てのうち2階
	延べ床面積	963.49 m ²
園庭	608.47 m ²	

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1	0歳児保育室
ほふく室	1	0歳児保育室
保育室	5	1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児保育室
多目的室	1	ランチルーム
調理室	1	
子育て支援室	1	
一時預り保育室	1	保育室
学童保育室	1	保育室・安静室
事務室	1	医務スペース・園長室含む

6 幼児教育・保育などの内容

- (1) 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（2017（平成29）年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。
- (2) 幼保連携型認定こども園は、保護者の就労などにかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的におこないます。また、病気等により保育を必要とする乳幼児を、保護者にかわって保育するところです。
- (3) 保育は、乳幼児を「養護するはたらき」と「教育するはたらき」が一体となったものです。子どもたちの健全な育成をめざして、目標を設定し、それをもとに年齢や発達に応じた保育を行います。

(4) 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのあるお子さまとないお子さまが共に育ちあうことを基本的な考え方として、特別支援教育・障がい児保育を行っています。

※お子さまの望ましい成長には、規則正しい生活リズム・生活習慣を身につけることが大切です。そのために、家庭と園とが連絡をよくとり協力し合いましょう。

(5) 幼保連携型認定こども園 いちぶちどり保育園では遊びや生活を通して学びの芽生えを大切に育てていきます。

- ・保育内容のなかで、毎日の絵本の読みきかせをとおして「話を聞く力」「見る力」「想像する力」を育てます。
- ・日々の生活から形や色、物の大小などの比較、文字や数の概念などを知り、遊びのなかから興味を育めるようにしています。
- ・丈夫なからだづくりをめざして、乳児期より日々の遊びでからだを動かす遊びを行い、2歳児以上では保育内容に体育指導を取り入れています。
- ・食につながる活動として栽培活動を行い、栽培をとおして植物の生長を知り、収穫の経験から食への感謝の気持ちを育みます。
- ・地域交流・異年齢児活動を積極的に取り組み「人とかかわる力」を育てていきます。
- ・保幼小交流並びに職員間連携をし、就学に向けて幼小接続の取り組みをしています。

7 職員の職種 2024（令和6）年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を補佐し、命を受けて園務の一部を整理、所属職員を指導、園児の保育をつかさどる	1	1		
主幹保育教諭	所属職員の指導	1	1		
保育教諭	乳幼児クラスの保育	23	7	16	
教諭	幼児クラスの保育				
保育士	乳児クラスの保育	2		2	
保育補助	保育士の補佐・園児の保育の補助	4		4	
看護師	園児の健康管理、薬剤管理確認 育児相談、アレルギー児対応	2		2	
栄養士	園児の栄養管理	委託会社（株南テスティパル）			
調理員	給食調理				
事務員	事務処理	1		1	
警備員	駐輪場、駐車場誘導、門前警備、 栽培活動	2		2	

当園では「奈良県幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月10日奈良県条例第25号。以下「条例」という。）」の定めに基づき、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職員を配置しています。



<各職種の勤務体系>

職種	勤務時間
園長	7:00～19:30 うち8時間勤務 シフト制
副園長	7:00～19:30 うち8時間勤務 シフト制
主幹保育教諭	7:00～19:30 うち8時間勤務 シフト制
保育教諭	7:00～19:30 うち8時間勤務 シフト制

教諭	7:30~19:30	うち4~8時間勤務	シフト制
保育士	7:30~19:30	うち4~8時間勤務	シフト制
看護師	9:00~18:00	うち4~8時間勤務	シフト制
保育補助	7:30~19:30	うち4~8時間勤務	シフト制
栄養士	8:00~16:00		
調理員	8:00~16:00		
事務員	7:30~19:00	うち8時間勤務	シフト制
警備員	7:30~11:30	16:00~18:00	

※ローテーションにより、各職員の勤務日は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8 保育の利用について

(1) 休園日について

①休 日……日曜日・国民の祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

（1号認定こども→夏期休園日 7月21日～8月31日

冬季休園日12月25日～1月7日

春季休園日3月25日～4月7日）

②その他（家庭協力日）……新年度準備日3月31日※31日が日曜日の場合は30日

③土曜日の保育は、食数の把握のため前月15日（15日が休日の場合は16日）より前月最終土曜日までに土曜日予約表の提出をお願いします（事務室にて予約表をお渡しします）。

※上記期限後の予約表提出は受付いたしません。予約が必要か迷われる場合は、一旦予約され必要がなくなった時点でキャンセルしていただくようお願いします。

※休園日については変更する場合がありますのでご了承のうえご利用ください。

※家庭協力日の日程を変更する場合があります。職員の研修等のために家庭協力日をお願いする場合があります。

※家庭協力日とは、保育の向上を図るための準備や研修の時間として、できるだけ家庭保育の協力をお願いしているものです。

(2) 教育・保育時間について

保育時間は、原則として保育の必要な事由に該当することが必要です。

保護者の勤務証明書もしくは保育が必要な事由についての証明書などを提出していただきます。

（実際に保育を提供する日および時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

① 保育標準時間の認定の方は7:00～18:00（最大11時間）の範囲内で保育の利用ができます。

② 保育短時間の認定の方は8:30～16:30（最大8時間）の範囲内で保育の利用ができます。

③ 延長保育 ※満1歳以下はご利用できません。

保護者の勤務時間などにより保育の必要量の利用時間内に、送り迎えができない方のために、延長保育を実施しています。ご利用には、園長の承認が必要です。（申請書・勤務証明書の提出をお願いします）また、延長保育については延長保育料を負担していただきます。

④ 教育時間は平日 9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0 です。(1 号認定児)

7:00	8:30	16:30	18:00	19:30
保育標準時間利用			延長保育	
延長保育		保育短時間利用	延長保育	
教育時間				
9:00		14:00		

9 保育料・その他の費用

(1) 保育料・諸費用について

- ① 諸費用は、原則口座振替となります。法人指定のゆうちょ銀行の口座振替となります。引き落とし日までに入金をお願いします。
- ② 振替日は、原則として 1 5 日です (再振替日は 2 0 日です)。
- ③ 園を休まれても、原則保育料は月額分をお支払いいただきます。
- ④ 毎月必要となる料金は下記のとおりです。口座引き落とし日までに口座へ入金をお願いします。
 - * 保育料 (3 号認定 : 保護者の所得に応じて市が保育料を定めます)
(1 号・ 2 号認定こども : 無償です)
 - * 給食費 (3 号認定 : 保育料に含まれています)
(2 号認定こども : 月額 6 , 5 0 0 円 1 号認定こども : 月額 5 , 5 0 0 円)
 - * リネン (寝具) 代金 (3 号・ 2 号認定こども : 月額 1 , 3 0 0 円)
(2 号認定 5 歳こどもと 1 号認定こども : お昼寝をしませんので、無し)
 - * 行事費 (1 号・ 2 号認定児 : 月額 1 , 0 0 0 円)
内訳 栽培活動費・園内外保育等の行事・アルバム費

< 保育標準時間認定の延長保育料金 >

- * 延長保育料 (保育標準時間認定の延長保育料は月極め前納です)
- * 延長保育料は利用する時間帯により異なります。

1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 月極 3 , 3 0 0 円

保育標準時間認定で延長保育を申請されていない方が保育必要時間以降に降園された場合、別途料金を請求 (1 0 分ごとに 1 0 0 円) いたします。

< 保育短時間認定の延長料金 >

8 : 3 0 以前	} 1 0 分 1 0 0 円 (月極の設定はありません)
1 6 : 3 0 以降	

- * 保育標準時間認定・短時間認定にかかわらず、やむを得ず最終保育時間以降 (1 9 : 3 0) に降園された場合は 3 0 分につき 5 0 0 円請求いたします。
超過料金は保育料その他 諸費用と一緒に引き落としとなります。

10 入園・退園について

(入園) 入園は利用申込書の内、児童福祉法第24条の規定に基づき市町村が入園決定した者とします。
なお、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を説明し、利用申込者の同意を得なければなりません。

(退園) 施設長は次の各号に該当するときは、市町村長に報告し、その指示を得て、退園させることができます。

- (1) 保護者が退園を申し出たとき。
- (2) 入園児が長期にわたり入院し、退院の見込がないとき。
- (3) 市区町村長から通知があった場合。
- (4) その他、在園を継続することが適当でないとき。

(5) カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、地域社会との信頼関係を築き、保育・教育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。外部講師による職員研修、ハラスメント事案・対応・その経過を共有、ノウハウの蓄積、弁護士への相談体制構築等を行います。

カスタマーハラスメントが発生し、十分な教育・保育の提供が困難と判断した場合（関係機関等と協議の上）退園となることがあります。

11 生活ときまり

(1) 送り迎えについて

①送り迎えは原則として保護者がしてください。やむを得ない場合は、保護者に代わり責任のもてる人を前もって連絡してください（原則中学生以下の送り迎えは不可）。その際、門扉インターホンに園の発行する保護者カードを必ず提示してください（提示いただけない場合、送り迎えをお断りする場合があります）。

②登園が遅くなる時や休む時は、必ず午前9時00分までに連絡してください（給食食数締め切り）。

③送り迎えの時には1階にあるタッチパネルで送り迎えをされる方が登降園の手続きをおこなってから、保育室へ行ってください。タッチパネルの入力で、延長料金の有無を確認し請求いたします。お忙しいところ恐れ入りますが、入力してください。

各保育室入口ホワイトボードの連絡事項などを確認していただき、必ず職員に声をかけてください。

(ア) 出入りの時には、門扉は必ず閉めてください。

(イ) 近隣へのご迷惑になりますので、路上駐車並びに近隣店舗の駐車場はご使用にならないでください。朝夕の一定の時間や天候の悪い日などは駐車場が大変混み合います。満車になった際は、園内放送並びにお声かけさせていただきますので、速やかに移動のご協力をお願いします。

園の行事の日には駐車場はご利用できませんので何卒ご理解の程よろしくをお願いします。

(ウ) 小学生等の通学時間帯でのお車の送迎は、十分安全確認を行ってください。

(エ) 園駐車場での保護者様同士のトラブルにつきまして、園は関与いたしません。

♪アトピーやアレルギーで
除去食が必要な場合は
ご相談ください

(2) 給食について

当園は給食調理業務を以下の事業者にて委託しております。

※下記事業者については変更することがあります。

事業者名：株式会社 南テストィパル

所在地：〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場4丁目8番5号
南船場大阪産業ビル6階7階

連絡先：06-7711-0331

①子どもたちの健全な発育に必要な栄養を取るため、バランスのとれた献立を工夫しています。

献立表は、毎月のおたより（給食だより）でお知らせしますので参考にしてください。

②楽しい雰囲気の中で食事をしながら、望ましい食生活習慣が身につくようにしています。

♪食前の手洗い ♪食前・食後のあいさつ ♪正しい姿勢で食べる ♪偏食をしない 等

③園の給食は、次のようになっています（保育内容により多少変更する場合があります）。

	午前おやつ 9:40	昼食	午後おやつ
0歳児	お菓子・牛乳	11:00ごろ	15:00ごろ
1歳児	お菓子・牛乳	11:00ごろ	15:00ごろ
2歳児	牛乳	11:00ごろ	15:00ごろ
3歳児		11:10ごろ	15:00ごろ
4歳児		11:15ごろ	15:00ごろ
5歳児		12:00ごろ	15:00ごろ

アレルギーマニュアルに沿ってアレルギー児の除去食・代替食に対応しております。

延長保育児…夕方（18:10頃）に軽い間食を用意しています。

④展示食 毎日お子さまが食べた給食を展示しております。お迎えの時にご覧ください。



(3) 午睡（ひるね）について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「ひるね」は欠かすことができないものです。

毎日の「ひるね」の実施にあわせて、衣服の着脱なども身につくようにしています。

全員、個人用ベッドを使用します。清潔な寝具で心地よく体を休めます。

発育の過程、年齢に応じひるねの実施を行わない場合があります。

寝具は毎週定期的に殺菌・洗浄されたものと交換します（リース使用となります）。汚染時等は殺菌・洗浄されたものと随時交換いたします。

【園では】

睡眠中のお子様の状態を観察、記録しています。

SIDS（乳幼児突然死症候群）はうつぶせ寝、周囲の喫煙も一つの要因と考えられておりますので、ご家庭でもご協力ください。

*万が一、園でSIDSが起りました場合は、司法解剖に同意していただくこととなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

(4) 服装と持ち物について

①服装

- (ア) 乳児クラスの服装は活動しやすく、上下離れた衣類（ズボン）で脱いだり着たりしやすいものにしてしまししょう。3歳児以上は園指定の制服で登降園します。登園後、体操服に着替えます。
- (イ) 薄着の習慣を付け、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。
- (ウ) 足に合う運動靴を履かせましょう（草履・サンダル・長靴・ブーツなどは不可）。

②持ち物（別紙参照）

- (ア) 持ち物はクラスごとに詳しくお知らせします。
- (イ) 持ち物や身につけるものには必ず「名前」を書いてください。
※同じような靴・ズボン・Tシャツ等がたくさんあります。
- (ウ) おもちゃやお金、食べ物などは持たせないようにしてください。（アナフィラキシー考慮）

1.2 保健衛生・健康管理

当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（嘱託医は変更する場合があります）

(1) 嘱託医

医療機関の名称	おおし歯科クリニック（歯科）	
医師名	澤井 遵	大橋 正和
所在地	生駒市萩の台3丁目10番29号	生駒市山崎町21-39 グランウエ東生駒1F
電話番号	0743-76-7311	0743-75-8241

(2) 定期健康診断等について

	内科健診	歯科検診
春	全児童	2歳児以上
秋	全児童	2歳児以上

尿検査（3歳児以上）…年1回行います。

発育測定は、月1回行います。

視力検査（3歳児以上）・聴力検査（満3歳児以上）…年1回

歯磨き指導（4・5歳児）年1回

※結果はその都度お知らせします。



(3) 病気の時の対応について

①お子さまにとって病気の時は、「家庭における安静」と「温かい看護」がなによりです。

保育中に発病・発熱（37.5℃以上）した場合は連絡をしますのでお迎えにきていただくようお願いいたします。保護者の方とは必ず連絡がとれるようにしておいてください。

なお、病状急変などの緊急事態が発生した場合には、園より医療機関および保護者（緊急連絡先）などへ速やかに連絡を行い、受診を行うこともあります。

②園では原則として「薬」の投与はしていません。やむをえない場合はご相談ください。

（園発行のお薬手帳・医師診断後の薬剤情報提供書を提出していただきます）。

③感染症等にかかった時や食中毒などになった場合は、休ませてください。医師の指示に従って、他のお子さまへの感染の心配がなくなってから登園してください。登園する場合は「感染症治癒届」の提出をお願いします（感染症治癒届は事務所前に準備しておりますのでお取りください）。

※嘔吐・頭部打撲があった場合、また座薬を使用した際は24時間はご家庭で療養してください。

④保育中の発熱等により感染の恐れがある場合は、看護師のもと体調不良児室で安静に過ごすように配慮いたしますが、出来るだけ早くのお迎えをおねがいします。

⑤食中毒について、病原性大腸菌（O157）、その他食中毒の予防について、ご家庭でも十分気をつけてください。

⑥園では吐しゃ物や血液で衣服が汚れた場合、二次感染予防のためそのまま袋に入れ、持ち帰っていただきます。ご自宅での消毒・洗濯をお願いします。

⑦感染症を発症した園児が急増した場合やきょうだいが感染症を発症した場合など、感染拡大防止のために発症していないお子さまにもできるだけ家庭での保育をお願いすることがあります。（主な感染症）

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・風疹（三日はしか）・水ぼうそう 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・流行性角結膜炎（はやり目）・とびひ・アデノウイルス感染症・RSウイルス感染症・感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）・新型コロナウイルス感染症・その他
--

（4）危機管理について

①当園では安全上の観点により門扉を電気錠にて管理しております。

②平日の朝/夕の登降園の多い時間帯には警備職員を配置しております。

③当園は下記事業者との契約により建物管理、各階に緊急用ブザーの設置による緊急対応を委託しております。※事業者は変更する場合があります。

事業者 セコム株式会社 生駒営業所

電話 0743-73-5355

④園での保育中の事故等に対しては損害賠償保険に加入しております。

保険の種類	保険の内容
日本スポーツ振興センター災害共済	災害共済給付
公益社団法人全国私立保育園連盟 「ほいくのほけん」	園児団体傷害保険

（保険会社は変更する場合があります）

※日本スポーツ振興センター災害共済に関しましては入会金が年240円保護者負担となります。掛金は入園後、進級時に請求いたします。

※当園では、園の管理下の怪我・事故の場合、優先的に「ほいくのほけん」で対応させていただきます（保護者と園の手続きが簡易であり且つ日本スポーツ振興センターの災害共済給付金と同額以上の給付があるため）。

⑤非常災害時の対策

非常時の対応	園の定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機・消火器・非常警報器具・誘導灯・避難器具・非常食常備
避難・消火訓練	避難訓練・毎月実施 消火訓練・年1回実施

⑥虐待防止のための措置に関する事項

- ・月1回職員に対してオレンジリボン推進委員会の研修を実施
- ・虐待防止マニュアルの作成、運用

⑦SIDS（乳幼児突然死症候群）対策

0・1・2歳児・・・5分ごとに確認（顔の向き、嘔吐、顔色、熱、呼吸）

⑧全クラスに空気清浄機（プラズマクラスター、ジアイーノ）を設置しております。

⑨その他

行事などで発生した費用に関しては事前に説明のうえ別途請求させていただく場合があります。
運営上及び物価事情等により金額を改訂させていただく場合があります。

1.3 「さくらメッセージ」メール配信システムについて

当園では株式会社エステムのメッセージ配信サービス「さくらメッセージ」アプリを保護者の方にダウンロード並びにご登録いただき、メールで災害時の緊急連絡・通知を一斉に送信できるシステムを備えております。

1.4 個人情報の取り扱いについて

○写真、映像等の掲示・掲載について

園で撮影する写真・映像等の中で園児と特定でき得る情報を掲示・掲載することがあります。その際には保護者の方にあらかじめ同意・了解をいただくこととなります（例：ホームページやインスタグラム、法人・園機関誌等での写真掲載など）。ご都合が悪い場合は園にお申し出ください。

○撮影された写真および動画をインターネットを介して、投稿および配信するのはお止めください。

○園児及び保護者の方に係る個人情報につきましては、以下の目的のために使用させていただきます
・小学校への円滑な移行、接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報共有します。

・他の保育園等へ転園される場合、その他のきょうだいが別の施設等に在籍されている場合におきまして、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

○医療機関（かかりつけ医、緊急時の受診先、医療機関受診時）について

園の管理下において、医療機関の受診が必要と判断された場合にかかりつけの医療機関に連絡をとることがあります。保護者の方に連絡が取れない場合もありますので、かかりつけの医療機関をご提示ください。また、やむを得ず救急搬送が必要になった場合の救急搬送先についてもご提示ください。

○医療機関受診時の個人情報取り扱いについて

園から医療機関に受診した際、保護者の方に連絡が取れない場合は、引率した職員が保護者の方に代わって医療機関からお子さまの病気やけがの状況に関する説明をうけることをご了承ください。

15 当園の保育事業に関するご相談、ご意見、ご要望について

- （相談窓口責任者） 園長 堀本 千春
（相談窓口担当者） 副園長 澤 静香
連絡先電話番号 0743-76-2400

○第三者委員

なかよし福祉会 会長 水崎 勝 電話：072-829-0948
やまびこネットワーク 代表 清水 泰之 電話：0743-76-8758

※第三者委員とは、利用される方の権利を保障するとともに保育サービスの質の向上を図るよう助言などを行う役割を担います。公平性・中立性を守るため、専門家、学識経験者などから選考します。

○奈良県運営適正化委員会 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11

TEL 0744-29-1212

FAX 0744-29-0101

相談受付時間 平日月曜日～金曜日 午前9時～午後5時までです。

○もしくは、市役所担当窓口

生駒市 教育振興部 こども課 担当 電話0743-74-1111

までお問い合わせください。

○「意見箱」の設置

随時ご意見等を投函いただけるように園内に意見箱を設置しております。

16 園児の利用状況 2024（令和6）年3月1日現在

3号認定こども	令和4年度	令和5年度
0歳児	10人	10人
1歳児	15人	15人
2歳児	18人	18人
1号・2号認定こども	令和4年度	令和5年度
3歳児	24人	24人
4歳児	24人	23人
5歳児	24人	24人

17 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

（適正運営をしていない等により生駒市長より勧告、命令を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

18 連携施設

当園は次に掲げる事項に係る連携協力を行っています。

(1) 連携内容

- ・園児が集団保育を体験する機会の設定、保育の適切な提供に必要な助言や保育内容に関する支援
- ・必要に応じて共同保育の提供
- ・給食提供の援助
- ・嘱託医の健診
- ・保育修了に際して当該児童の継続的な受け入れ

(2) 連携施設

「いちぶちどりキッズ」

設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会

所在地：生駒市萩の台1丁目2-2 ライフコート萩の台B-2号室

「いちぶちどりキッズたにだ」

設置主体：社会福祉法人晋栄福祉会

所在地：生駒市谷田町359-3 パストラル生駒1階

19 その他

- ①利用の開始について、1号認定子どもの方は抽選で入園決定とし、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供をします。
2号認定子ども・3号認定子どもの方はお住まいの市町村より発行された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に教育・保育の提供を開始します。
- ②新しく入園したお子さまにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。入園当初はお子さまの様子に合わせて、園の生活に慣れるようにしばらくの間、短時間の保育を行います。ご協力ください。
- ③行事予定などは、毎月のおたよりやその他園内の掲示文などでお知らせします。
- ④「異動届」について
住所・名前・勤務先などが変わった時はお知らせください。なお、緊急連絡先などの変更時も速やかにお知らせください。
- ⑤利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
- ⑥退園される場合は、早めにお知らせください。
当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき
 - (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
 - (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

※わからないことや相談などがありましたら、いつでも職員におたずねください。

説明者	
氏名・職名	

○入園申し込み

貴園への入園を申し込みます。また、貴園に入園するにあたっては、貴園の入園重要事項説明書にあります。諸規則その他取り決めに遵守し、内容について同意します。

申込年月日	20 年 月 日
住所	生駒市
保護者氏名	
児童氏名	
生年月日	20 年 月 日

2024（令和6）年4月改訂 第14版

